

長期入所 利用料金表 (30日の月の場合)

◀ 介護職員処遇改善加算は小数第一位を四捨五入で計算 ▶

◀多床室▶ 令和6年11月1日から

特別養護老人ホーム木崎野荘

	介護費 ① 1日あたり	日常生活継続 支援加算 ② 1日あたり	夜勤職員配置 加算(Ⅲ)口 ③ 1日あたり	看護体制加算 (Ⅰ)口 ④ 1日あたり	看護体制加算 (Ⅱ)口 ⑤ 1日あたり	栄養マネジメント 強化加算 ⑥ 1日あたり	機能訓練 体制加算Ⅰ ⑦ 1日あたり	口腔衛生管理 体制加算Ⅰ ⑧ 1日あたり	小計 (①~⑧) ⑨ 1日あたり	介護職員等処遇 改善加算(Ⅰ) ⑨×14.0% 1日あたり ⑩	食費		居住費		計 ⑨~⑫	
											1日あたり	1月あたり	1日あたり	1月あたり		
要介護1	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	〃 (福祉年金等)										300	9,000				32,222
	第2段階(所得80万円まで)	589	36	16	4	8	11	12	90	20,370	2,852	650	11,700	430	12,900	47,822
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)											650	19,500			55,622
	第3段階(2)(所得120万円超)											1,360	40,800			76,922
第4段階(課税世帯)	1,445											43,350	915			27,450
要介護2	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	〃 (福祉年金等)										300	9,000				34,616
	第2段階(所得80万円まで)	659	36	16	4	8	11	12	90	22,470	3,146	390	11,700	430	12,900	50,216
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)											650	19,500			58,016
	第3段階(2)(所得120万円超)											1,360	40,800			79,316
第4段階(課税世帯)	1,445											43,350	915			27,450
要介護3	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	〃 (福祉年金等)										300	9,000				37,112
	第2段階(所得80万円まで)	732	36	16	4	8	11	12	90	24,660	3,452	390	11,700	430	12,900	52,712
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)											650	19,500			60,512
	第3段階(2)(所得120万円超)											1,360	40,800			81,812
第4段階(課税世帯)	1,445											43,350	915			27,450
要介護4	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	〃 (福祉年金等)										300	9,000				39,506
	第2段階(所得80万円まで)	802	36	16	4	8	11	12	90	26,760	3,746	390	11,700	430	12,900	55,106
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)											650	19,500			62,906
	第3段階(2)(所得120万円超)											1,360	40,800			84,206
第4段階(課税世帯)	1,445											43,350	915			27,450
要介護5	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	〃 (福祉年金等)										300	9,000				41,866
	第2段階(所得80万円まで)	871	36	16	4	8	11	12	90	28,830	4,036	390	11,700	430	12,900	57,466
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)											650	19,500			65,266
	第3段階(2)(所得120万円超)											1,360	40,800			86,566
第4段階(課税世帯)	1,445											43,350	915			27,450

※初期加算～入所後30日間、1日30円。

※療養食加算～1回6円、1日3回18円。疾病治療の観点から管理栄養士や栄養士が管理する療養食を提供した場合。

※経口維持加算Ⅰ～1月につき400円。摂食機能障害がある方の経口摂取を維持するため栄養管理の実施及び観察、会議の開催等を行った場合。

※経口維持加算Ⅱ～1月につき100円。協力歯科医療機関を定め、同加算Ⅰの会議等に医師、歯科医師等が加わった場合に同加算Ⅰと併せて加算。

※生産性向上推進体制加算Ⅰ～1月につき100円。見守り機器等のテクノロジー導入、介護助手の活用などの取組み等を行い、業務改善の取組み効果を示すデータをオンラインで提出した場合。

※協力医療機関連携加算Ⅰ～1月につき100円(令和7年4月1日から50円)。相談、診療を行う体制を常時確保し緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合。

※看取り介護加算(Ⅱ)～死亡日1,580円、前日及び前々日780円、それ以前30日以内144円、31日～45日以内72円。医師の診断と本人または家族同意に基づく施設介護計画を作成し随時説明と同意を得た介護を行い当該施設内で死亡され場合。

※配置医師緊急時対応加算1～1回325円。配置医師の勤務時間外(早朝、夜間及び深夜を除く)の場合。

※配置医師緊急時対応加算2～1回650円。早朝(午前6時～午前8時まで)・夜間(午後6時～午後10時まで)の診察。

※配置医師緊急時対応加算3～1回1,300円。深夜(午後10時～午前6時まで)の場合。

※自立支援促進加算～1月につき280円。入所者に対する医学的評価、日々の過ごし方等についてアセスメントを実施、ケア計画を策定し日々ケアに取り組んだ場合。

※上記金額は、1割負担の場合です。各利用者の負担割合により変わる場合もございます。

長期入所 利用料金表 (30日の月の場合)

◀ 介護職員処遇改善加算は小数第一位を四捨五入で計算 ▶

◀ 従来型個室 ▶ 令和6年11月1日から

特別養護老人ホーム木崎野荘

	介護費 ① 1日あたり	日常生活維持 支援加算 ② 1日あたり	夜勤職員配置 加算(Ⅲ)口 ③ 1日あたり	看護体制加算 (Ⅰ)口 ④ 1日あたり	看護体制加算 (Ⅱ)口 ⑤ 1日あたり	栄養マネジメント 強化加算 ⑥ 1日あたり	機能訓練 体制加算Ⅰ ⑦ 1日あたり	口腔衛生管理 体制加算Ⅰ ⑧ 1月あたり	小計 (①~⑧) ⑨ 1月あたり	介護職員等処遇 改善加算(Ⅰ) ⑩×14.0% 1月あたり	食費		居住費		計 ⑨~⑫	
											1日あたり	1月あたり	1日あたり	1月あたり		
要介護1	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	380	11,400	0	
	〃 (福祉年金等)										300	9,000			43,622	
	第2段階(所得80万円まで)	589	36	16	4	8	11	12	90	20,370	2,852	390	11,700	480	14,400	49,322
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)											650	19,500	880	26,400	69,122
	第3段階(2)(所得120万円超)											1,360	40,800			90,422
第4段階(課税世帯)	1,445											43,350	1,231	36,930	103,502	
要介護2	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	380	11,400	0	
	〃 (福祉年金等)										300	9,000			46,016	
	第2段階(所得80万円まで)	659	36	16	4	8	11	12	90	22,470	3,146	390	11,700	480	14,400	51,716
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)											650	19,500	880	26,400	71,516
	第3段階(2)(所得120万円超)											1,360	40,800			92,816
第4段階(課税世帯)	1,445											43,350	1,231	36,930	105,896	
要介護3	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	380	11,400	0	
	〃 (福祉年金等)										300	9,000			48,512	
	第2段階(所得80万円まで)	732	36	16	4	8	11	12	90	24,660	3,452	390	11,700	480	14,400	54,212
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)											650	19,500	880	26,400	74,012
	第3段階(2)(所得120万円超)											1,360	40,800			95,312
第4段階(課税世帯)	1,445											43,350	1,231	36,930	108,392	
要介護4	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	380	11,400	0	
	〃 (福祉年金等)										300	9,000			50,906	
	第2段階(所得80万円まで)	802	36	16	4	8	11	12	90	26,760	3,746	390	11,700	480	14,400	56,606
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)											650	19,500	880	26,400	76,406
	第3段階(2)(所得120万円超)											1,360	40,800			97,706
第4段階(課税世帯)	1,445											43,350	1,231	36,930	110,786	
要介護5	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	380	11,400	0	
	〃 (福祉年金等)										300	9,000			53,266	
	第2段階(所得80万円まで)	871	36	16	4	8	11	12	90	28,830	4,036	390	11,700	480	14,400	58,966
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)											650	19,500	880	26,400	78,766
	第3段階(2)(所得120万円超)											1,360	40,800			100,066
第4段階(課税世帯)	1,445											43,350	1,231	36,930	113,146	

※初期加算～入所後30日間、1日30円。

※療養食加算～1回6円、1日3回18円。疾病治療の観点から管理栄養士や栄養士が管理する療養食を提供した場合。

※経口維持加算Ⅰ～1月につき400円。摂食機能障害がある方の経口摂取を維持するため栄養管理の実施及び観察、会議の開催等を行った場合。

※経口維持加算Ⅱ～1月につき100円。協力歯科医療機関を定め、同加算Ⅰの会費等に医師、歯科医師等が加わった場合に同加算Ⅰと併せて加算。

※生産性向上推進体制加算Ⅰ～1月につき100円。見守り機器等のテクノロジー導入、介護助手の活用などの取組み等を行い、業務改善の取組み効果を示すデータをオンラインで提出した場合。

※協力医療機関連携加算Ⅰ～1月につき100円(令和7年4月1日から50円)。相談、診療を行う体制を常時確保し緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合。

※看取り介護加算(Ⅱ)～死亡日1,580円、前日及び前々日780円、それ以前30日以内144円、31日～45日以内72円。医師の診断と本人または家族同意に基づき施設介護計画を作成し随時説明と同意を得た介護を行い当該施設内で死亡され場合。

※配置医師緊急時対応加算1～1回325円。配置医師の勤務時間外(早朝、夜間及び深夜を除く)の場合。

※配置医師緊急時対応加算2～1回650円。早朝(午前6時～午前8時まで)・夜間(午後6時～午後10時まで)の診察。

※配置医師緊急時対応加算3～1回1,300円。深夜(午後10時～午前6時まで)の場合。

※自立支援促進加算～1月につき280円。入所者に対する医学的評価、日々の過ごし方等についてアセスメントを実施、ケア計画を策定し日々ケアに取り組んだ場合。

※上記金額は、1割負担の場合です。各利用者の負担割合により変わる場合もございます。